

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和18年4月1日に労働者年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を保険出張所（当時）に行ったことが認められ、かつ、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日は、21年8月16日であると認められることから、申立人の同社における資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和18年4月から20年7月までは140円、同年8月から21年3月までは190円、同年4月から同年7月までは180円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月1日から21年8月16日まで

A社における厚生年金保険の資格取得日は昭和21年8月16日とされているが、18年4月1日から勤務していたはずである。調査して記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、昭和18年4月1日に資格取得し、資格喪失日が記録されていない、申立人の基礎年金番号に未統合となっている厚生年金保険の記録が確認できる。

また、上記オンライン記録の記号番号の厚生年金保険被保険者台帳では、A社において、昭和18年4月1日に資格取得し、資格喪失日が記載されていない被保険者記録が確認できる。

一方、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人が昭和21年8月16日に資格取得した記録は確認できるが、上記の記録は確認できない。

しかし、当初、A社において資格取得した際の労働者年金保険被保険者証の記号番号は、申立人の弟の記号番号と連番となっており、申立人の弟の厚

生年金保険の被保険者記録は、同社において、昭和 18 年 4 月 1 日に労働者年金保険の被保険者資格を取得した後、21 年 8 月 16 日に資格喪失し、同日付けで同社における厚生年金保険の被保険者資格を再取得している記録が確認できる。

また、A社は昭和 19 年に軍需工場の指定を受けたとしており、戦時中の労働統制の行われていた中で、申立人が自由に同社を退職することはできなかつたことなどを考え合わせると、申立人の同社における資格喪失日も申立人の弟と同じ 21 年 8 月 16 日であったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が A 社において昭和 18 年 4 月 1 日に被保険者の資格を取得した旨の届出を保険出張所に行ったことが認められ、かつ、申立人の同社における資格喪失日は 21 年 8 月 16 日であることが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人の厚生年金保険被保険者台帳の記録から、昭和 18 年 4 月から 20 年 7 月までは 140 円、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、同年 8 月から 21 年 3 月までは 190 円、同年 4 月から同年 7 月までは同年 4 月の厚生年金保険標準報酬月額等級表の改訂により 180 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和50年10月1日から51年8月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を6万4,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年8月10日から35年6月1日まで
② 昭和50年4月17日から62年12月29日まで
③ 昭和62年12月29日から平成2年4月1日まで

私は昭和29年1月から結婚する数か月前の35年5月までA社に勤務していたが、申立期間①の被保険者期間の記録が抜けている。調査の上、記録の訂正をお願いしたい。

また、申立期間②について、B社に勤務しており、現在の標準報酬月額よりもう少し高い給与を支給されていたように思う上、この期間に引き続き任意継続被保険者となったことから、申立期間③についても、標準報酬月額がもう少し高かったはずである。調査の上、記録の訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るB社C支店の事業所別被保険者名簿及びオンライン記録には、昭和50年の定時決定の標準報酬月額が記録されておらず、申立期間②のうち、同年10月1日から51年8月1日までの期間の標準報酬月額は、被保険者資格取得時である50年4月の標準報酬月額の6万円とされていることが確認できる。

しかしながら、B社が加入していた厚生年金基金に係る申立人の加入員記録によると、昭和50年10月1日から51年8月1日までの期間の標準給与月額が6万4,000円と記録されていること、及びB社が保管する申立人の台帳に50年の算定基礎時の報酬として、「50.10.1 64,088」と記載されていることが確認できる上、B社では申立期間当時、複写式の届出用紙を使用

していたことから、当該基金に提出されたものと同一のものを社会保険事務所に届け出ているものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立期間②のうち、昭和 50 年 10 月 1 日から 51 年 8 月 1 日までの期間について、事業主は申立人が主張する標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を 6 万 4,000 円に訂正することが必要である。

申立期間①について、申立人は、結婚する数か月前の昭和 35 年 5 月頃まで A 社に勤務したと述べている。

しかしながら、A 社が保管する昭和 32 年 5 月 4 日付け健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書を見ると、申立人が 30 年 8 月 10 日に被保険者資格を喪失した旨を届けられていることが確認できるとともに、備考欄に「本人退社後連絡を失い保険証の回収出来ず止むなく現在に至る」と記載され、被保険者資格喪失日が遡って届けられている理由も確認できる。

また、昭和 32 年 3 月に A 社に入社した同僚は、「私が入社した時に申立人はいなかった。当時職場には女性が少なかったのが確かである。」と述べているほか、申立期間①当時、A 社に勤務していた複数の同僚に照会したが、申立人が勤務していたとする証言は得られなかった。

さらに、A 社に係る健康保険・厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人の被保険者資格喪失日は昭和 30 年 8 月 10 日と記載されている上、同年 7 月と 32 年 6 月に実施された健康保険被保険者証の交換を示す「30 更新」印及び「32 更」印は押されておらず、また 31 年 11 月に健康保険被保険者証の有効性を検査、認定したことを示す「31 検」印も押されていないことが確認できる。

このほか、申立期間①において申立人が A 社に勤務し、厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる事情は見当たらない上、厚生年金保険料を事業主から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②のうち、昭和 50 年 4 月 17 日から同年 10 月 1 日までの期間及び 51 年 8 月 1 日から 62 年 12 月 29 日までの期間について、申立人は、現在の標準報酬月額よりもう少し高い給与を支給されていたように思うと述べている。

しかしながら、B 社が保管する申立人の台帳に記載された昭和 51 年から 55 年までの算定基礎時の報酬から判断できる標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、B 社が加入していた厚生年金基金に係る申立人の加入員記録は昭和 50 年 10 月 1 日の定時決定の記録を除き、オンライン記録と一致しているこ

とが確認できる。

さらに、申立人と同時期に勤務していた複数の同僚の標準報酬月額、申立人の標準報酬月額と同程度に推移し、申立人の標準報酬月額のみが低額であるという事情は見当たらず、そのうち回答のあった二人の同僚は、申立人と同職種であり、自身の標準報酬月額は合っていると思う旨述べている。

加えて、B社C支店の事業所別被保険者名簿を確認しても、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡は無く、ほかに申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②のうち、昭和50年4月17日から同年10月1日までの期間及び51年8月1日から62年12月29日までの期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間③について、申立人は、申立期間②に引き続き厚生年金保険の第四種被保険者として加入したことから、申立期間③の標準報酬月額についても同様にもう少し高かったはずであると述べている。

しかしながら、昭和60年改正前の厚生年金保険法第26条において、「第四種被保険者の各月の標準報酬は、その被保険者の資格を取得する前の最後の標準報酬によるものとする。」と定められていることから判断すると、B社C支店における最後の標準報酬月額は、B社の事業所別被保険者名簿から24万円であると確認できること、及び厚生年金保険第四種被保険者資格取得申出書に、「最後に被保険者の資格を喪失した当時の標準報酬月額 240千円」と記載されていることが確認できることから、申立人は標準報酬月額24万円に基づく厚生年金保険料を納付していたことが確認できる。

また、厚生年金保険被保険者に関する記録事項確認票により、申立人の厚生年金保険第四種被保険者期間に係る標準報酬月額は、24万円であることが確認でき、この記録はオンライン記録とも一致している。

このほか、申立人は、その主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付したことを確認できる領収書等を所持しておらず、申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付したことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間③について、厚生年金保険第四種被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間①のうち、平成4年8月1日から5年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を4年8月及び同年9月は47万円、同年10月から5年9月までは44万円に訂正することが必要である。

申立期間①のうち、平成9年9月1日から11年4月20日までの期間に係る標準報酬月額については、9年9月から10年3月までは44万円、同年4月から11年1月までは28万円、同年2月及び同年3月は24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②に係る標準報酬月額については、当該期間のうち平成11年4月は28万円、同年5月から同年9月までの期間、同年11月及び同年12月は19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年8月1日から11年4月20日まで
② 平成11年4月21日から12年1月21日まで

A社に勤務していた期間のうち、平成4年8月から11年3月までの期間及びB社に勤務していた同年4月から同年12月までの期間の標準報酬月額が著しく低く記録されている。

しかしながら、給与明細書を見ても申立期間の給与額は低下していない。

現在所持している給与明細書を提出するので、調査の上、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①のうち、平成4年8月から5年9月までの期間に係る申立人の標準報酬月額については、オンライン記録において、当初、4年8月及び同年9月は47万円、同年10月から5年9月までは44万円と記録されていたところ、同年7月23日付けで、4年8月1日に遡って24万円に訂正されていることが確認できる。

また、A社における申立人以外の11人の被保険者についても、申立人と同様に、平成5年7月23日付けで、4年8月1日に遡って標準報酬月額の減額処理が行われたことが確認できる。

さらに、A社に係る滞納処分票によると、同社は、平成元年3月頃から厚生年金保険料を滞納するようになり、申立期間①のうち4年10月から5年6月までの期間について、同社には保険料の滞納があったことが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成5年7月23日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考へ難く、申立人について4年8月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、同年8月及び同年9月は47万円、同年10月から5年9月までは44万円に訂正することが必要である。

- 2 オンライン記録によると、上記遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成5年10月1日）では24万円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、申立期間のうち、平成5年10月から11年12月までの期間に係る申立人の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人が所持する給与明細書（当月控除）において確認できる厚生年金保険料控除額から、申立人の標準報酬月額については、申立期間①のうち、平成9年9月から10年3月までの期間は44万円、同年4月から11年1月までの期間は28万円、同年2月及び同年3月は24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間②のうち、平成 11 年 4 月から同年 9 月までの期間及び同年 11 月の標準報酬月額については、上記特例法に基づき、申立人が所持する給与明細書（当月控除）において確認できる厚生年金保険料控除額から、同年 4 月は 28 万円、同年 5 月から同年 9 月までの期間及び同年 11 月は 19 万円とすることが妥当である。

さらに、申立期間②のうち、平成 11 年 12 月については、申立人は、給与明細書を所持していないものの、申立人から提出された「平成 12 年度町・県民税課税明細書」に記載されている社会保険料控除額は、同年 12 月の厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料が控除されていたとする年間の試算額とおおむね一致する。

したがって、申立人の平成 11 年 12 月の標準報酬月額については、上記課税証明書から推認できる厚生年金保険料控除額及び給与明細書で確認できる同年 11 月の厚生年金保険料控除額から、19 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書等で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 4 申立期間①のうち、平成 5 年 10 月から同年 12 月までの期間、7 年 5 月、同年 6 月及び同年 10 月については、申立人が所持する給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録と一致しており、また、9 年 4 月から同年 8 月までの期間については、当該保険料控除額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録よりも低額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、

あっせんは行わない。

また、申立期間①のうち、平成6年1月から7年4月までの期間、同年7月から同年9月までの期間及び同年11月から9年3月までの期間について、申立人は、給与明細書を所持していないことから、当該期間の報酬月額及び保険料控除額が確認できない上、申立人が所持する当該期間の前後の期間における給与明細書で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録と同額又はオンライン記録よりも低額であることが確認でき、当該期間についても同様の保険料が控除されていたと考えるのが自然である。

また、当該期間において、申立人に係る標準報酬月額の記録を遡及して減額された形跡は認められず、ほかに、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 5 申立期間②のうち、平成11年10月については、給与明細書の厚生年金保険料控除額欄は空欄となっているが、前述の「平成12年度 町・県民税課税明細書」に記載されている社会保険料控除額は、当該月の健康保険料（1万200円）と同額の厚生年金保険料が控除されていたと試算した場合の額とおおむね一致することから、同額の保険料が控除されていたと認められるところ、控除額に見合う標準報酬月額（11万8,000円）は、オンライン記録の標準報酬月額（15万円）よりも低額であることから、特例法による保険給付の対象には当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和17年9月1日に労働者年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を保険出張所（当時）に対して行ったことが認められ、かつ、申立人のA社B工場（現在は、C社）における労働者年金保険被保険者の資格喪失日は、18年4月2日であったと認められることから、申立人に係る労働者年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額は、30円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年9月1日から18年7月頃まで
② 昭和18年7月頃から19年6月頃まで
③ 昭和19年6月頃から20年8月15日頃まで

私は、昭和17年9月から終戦までの約3年間、徴用工として軍需工場に勤務した。

最初に入社したのは、A社B工場であったが、1年ほど勤務した後にDにあるE社に転勤し、また1年ほど勤務した後にFにあるG社H工場に転勤となり、そこで終戦を迎えて徴用解除となった。

申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社B工場に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において、労働者年金保険被保険者記録（資格取得日は昭和17年9月1日）が確認できるものの、資格喪失年月日の欄は空欄となっている基礎年金番号に未統合の記録が確認できる。

また、前述の被保険者名簿及び旧台帳のいずれの記録においても、昭和17年9月1日の資格取得の後、18年4月1日付けの標準報酬月額の改定記録が確認できることから、申立人は少なくとも同日までは勤務していたことが認

められる。

一方、C社には、当時の資料は現存しない上、同僚からは昭和18年4月1日より後の申立人の勤務実態について確認することができない。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和17年9月1日に労働者年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を保険出張所に対して行ったことが認められ、かつ、申立人のA社B工場における資格喪失日は18年4月2日とすることが妥当である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、前述の被保険者名簿及び旧台帳の記録から、30円とすることが妥当である。

申立期間②について、申立人が、E社I工場の所在地及び同社における業務内容を具体的に述べていることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、E社I工場の事業を継承するJ社I工場には、当時の資料は現存しない上、申立人は、E社I工場における上司及び同僚を記憶していないため、これらの者から、申立人の申立期間②における勤務実態及び労働者年金保険料控除について証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間②における労働者年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者として申立期間②に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間③について、申立人が、G社H工場の所在地及び同社における業務内容を具体的に述べていることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、G社H工場の事業を継承する同社K工場には、当時の資料は現存しない上、申立人は、同社H工場における上司及び同僚を記憶していないため、これらの者から、申立人の申立期間③における勤務実態及び労働者年金保険料又は厚生年金保険料控除について証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間③における労働者年金保険料及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者及び厚生年金保険被保険者として申立期間③に係る労働者年金保険料及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月から63年3月まで

私の年金記録を確認すると、昭和48年7月から63年3月までの期間が未納となっているが、平成4年10月に私の父がA市役所で、当該期間の保険料として100万円以上を納付したと聞いている。

また、保険料納付の際、父に同行した私の妻も市役所の職員が、「台帳に記載したので大丈夫ですよ。」と言っていたことを記憶している。多額の保険料を納付したのは間違いないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成4年10月に私の父が、A市役所の窓口で申立期間の保険料を納付した。納付額は、100万円以上だった。」と述べているところ、その時点においては、申立期間は時効により制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、時効となった被保険者期間の保険料を納付することができる特例納付制度は、昭和55年6月末日で終了しており、それ以降、同制度は実施されておらず、平成4年当時に、未納と記録されていた申立期間の保険料を納付することができない。

さらに、オンライン記録を基に複数の読み方で氏名検索を行ったが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている形跡は見当たらず、ほかに別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 9 月から 51 年 3 月までの期間及び 58 年 4 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 9 月から 51 年 3 月まで
② 昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月まで

年金事務所で年金記録を調べてもらったところ、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることが分かった。申立期間①は母が私に代わって、国民年金の加入手続きを行い、自身の保険料と一緒に私の保険料を納付してくれていた。結婚後もしばらくの期間は母が納付してくれていた。申立期間②は資格喪失の手続きをした覚えは無く、継続して金融機関で保険料を納付していた。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 51 年 9 月 8 日に払い出されていることが確認でき、当該時点では、申立期間①のうち 39 年 9 月から 49 年 6 月までの期間は、制度上、時効により国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人は「母が自身の保険料と一緒に私の保険料を納付してくれていた。」と述べているところ、申立人の母親は国民年金に任意加入できる期間においては加入しておらず、申立人が結婚し、申立人の父親が退職した後である昭和 46 年 3 月に夫婦共に強制加入していることがオンライン記録により確認でき、申立期間の大部分が未加入期間であることから、申立人の主張とは一致しない。

さらに、申立期間①の一部である昭和 41 年 9 月から 45 年 12 月までの期間について申立人の厚生年金保険の加入記録がオンライン記録より確認でき、同時期に国民年金保険料を納付することは考え難い。

申立期間②について、申立人の被保険者資格が昭和 58 年 4 月 1 日に喪失していることが A 市、B 市及び C 市の被保険者名簿並びにオンライン記録、被保険者台帳及び申立人が所持している年金手帳により確認でき、申立期間は未加入期間となることから、制度上、国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立期間②の保険料が納付されていれば過誤納として還付されるどころ、還付された形跡はうかがえない。

申立期間①及び②を通じて、オンライン記録を基に旧姓を含む複数の読み方で氏名検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月 11 日から 41 年 5 月 30 日まで
学校卒業後、母の知人の紹介でA事業所に正社員として勤務した。仕事が一通りできるようになった頃、父母が開店した店で働くために退職した。この度の申立てについては何も証明する資料は無いが、勤務していたことは間違いないので、調査して厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言により、申立期間において申立人がA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A事業所は昭和 45 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主及び社会保険事務担当者は死亡又は連絡が取れないことから、申立期間における、同事業所の厚生年金保険の取扱い及び保険料控除について確認することができない。

また、複数の同僚が、A事業所には厚生年金保険に加入しない従業員がいたと証言しているところ、同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の備考欄には、同月喪失の記載が複数確認でき、申立人を含む複数の者について、資格取得したものの何らかの理由により同月中に資格を喪失する届出が行われた様子がうかがえる。

さらに、申立人は、受け取った給与はそのまま父に手渡していたため、給与から厚生年金保険料が控除されていたか否か分からないと供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 1339 (事案 95 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 5 月頃から 36 年 4 月頃まで

厚生年金保険の被保険者期間について年金事務所に照会したところ、A社について記録が無いとの回答を得た。

昭和 32 年 5 月頃から 36 年 4 月頃まで A 社に勤務していた。A 社の関与社会保険労務士が在籍を証明してくれるので、調査の上、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) B社が、「昭和 20 年から 36 年までの事業所保管の被保険者名簿を確認したが、申立人の名前は確認できない。」また、C社が、「正社員の退職者名簿に該当者の名前は見当たらない。」と回答していること、ii) 申立人が厚生年金保険被保険者として両事業所に在籍していれば、複数年にわたり申立人に係る算定基礎届が両社から社会保険事務所(当時)に提出されないことは考え難いことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 11 月 19 日付け年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立期間について、事業所名を当初の B 社及び C 社ではなく A 社であったとして再申立てを行い、A 社の社会保険事務に関与している社会保険労務士が申立人の在籍を証明してくれるので調査してほしいと主張している。

しかし、A 社の代表取締役は、「申立期間当時、申立人は当社に勤務していたが、勤務した日数分だけ給料を支払う日当払い制の職人であり、厚生年金保険に加入していなかったため、申立人の給与から厚生年金保険料は控除

していない。また、申立人と同じ日当払い制である大半の職人は、厚生年金保険に加入していない。」と証言している。

また、A社の社会保険事務に關与している社会保険労務士は、「A社の社会保険事務を受託して20年ほどになるが、申立期間当時は關与していないので、当時の状況は全く分からない。」と証言している。

さらに、申立人の子から、「申立期間当時、A社の従業員は80人程度であったと父から聞いている。」との供述を得たが、上記代表取締役は、「申立期間当時、当社の従業員は6人程度であった。」と証言している上、申立人の子から名前の挙がった申立人より職位が高いとされる同僚について、A社における厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

加えて、申立人の子は、「父は他の従業員が扱えなかった建設機械の特殊免許を所持しており、特殊技能があったので、A社における厚生年金保険被保険者記録があるはずだ。」と主張しているが、上記代表取締役は、「申立人の子が供述している建設機械は特殊免許ではなく普通免許で扱うことができることから、大半の職人が当該建設機械を扱っていた。」と証言している。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 8 月 1 日から 40 年 4 月 1 日まで
② 昭和 44 年 1 月 1 日から同年 4 月 1 日まで

親族が経営するA社に勤務していた期間のうち、申立期間①について、継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

また、申立期間②について、A社の工場であったB社に勤務していた最初の3か月の厚生年金保険被保険者記録が無い。

納得できないので、調査の上、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人はA社に継続して勤務していたと主張しているが、複数の同僚の証言から、申立人は、昭和 39 年頃に同社から同社C営業所に転勤したものと推認できる。

しかし、昭和 40 年 4 月に申立人と入れ替わりでA社C営業所に勤務し、事務担当であったとする同僚は、転勤した当時、同社同営業所は既にD社として独立した法人事業所となっていたが、厚生年金保険の適用事業所ではなく、同年 7 月に厚生年金保険の適用事業所となってから給与から厚生年金保険料が控除された旨供述している。

また、D社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主は死亡していることから、申立てに係る状況を確認することができない。

申立期間②について、複数の同僚の証言から、申立人が、B社に勤務していたことが推認できる。

しかし、事業所記号払出簿によると、B社が厚生年金保険の適用事業所と

なったのは昭和 44 年 4 月 1 日であり、申立期間②は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人と同様に、B 社が厚生年金保険の適用事業所となった日と同日に資格を取得している複数の同僚は、死亡又は連絡先が不明であるため、同社が厚生年金保険の適用事業所となる前から給与から厚生年金保険料が控除されていたか否か確認することができない。

さらに、B 社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主は死亡していることから、申立てに係る状況を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 1341 (事案 345 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 3 月頃から 38 年頃まで
② 昭和 38 年頃から 41 年 8 月頃まで
③ 昭和 41 年 10 月頃から 43 年 12 月頃まで

前回の申立ては認められなかったので、再度申立てをする。

申立期間①について、前回、A社の同僚は、私が同社に勤務していたことを証言してくれたが、厚生年金保険の加入状況は分からないとのことであった。その同僚に厚生年金保険の記録があるのに、私の記録が無いのはどうしても納得できない。

申立期間②及び③について、B事業所に約5年間勤務したが、1か月しか厚生年金保険の記録が無い。在職中に、社長の仲人で社長の兄の教会で結婚式をした。もう少しよく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、i) 申立人が、A社に勤務していたことは推認できるものの、同社は、人事記録及び賃金台帳を保存しておらず、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる資料は無いこと、ii) 同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間前後に健康保険整理番号に欠番は無く、申立人の氏名も確認できないこと、iii) 申立期間②及び③については、申立人が、B事業所に勤務していたことは推認できるものの、事業主は、申立人の厚生年金保険の加入手続及び厚生年金保険料の給与からの控除について不明としていること、iv) 当時の同僚も、申立人について記憶しておらず、厚生年金保険の加入期間及び厚生年金保険料の控除についての証言を得ることはできなかったことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 9 月 2

日付け年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、再申立てに当たり、申立期間①、②及び③に係る新たな資料の提出は無く、申立人に聴取しても、前回聴取した内容以外に新たな事情を聴取することはできなかった。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。